

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に行った社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）第7条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号に規定する措置に要する費用の徴収については、なお従前の例による。

障害福祉課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月27日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第25号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「交通安全センター」を「運転免許センター」に改め、同条第10号中「伝票」の次に「(電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られた記録によるものを含む。)」を加える。

第22条ただし書を削り、同条第8号を同条第9号とし、同条第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 国庫支出金の交付申請に関すること。

第39条第2項中「以内」の次に「(出納長が承認した場合は、出納長が承認した日まで)」を加える。

第57条第5項に次のただし書を加える。

ただし、第1項において準用する第39条第2項の規定により出納長が承認した場合は、この限りでない。

第58条第3項中「、「委託収納報告書」を「委託収納報告書」と、「第1項において準用する第39条第2項」とあるのは「次条第2項において準用する第39条第2項」に改

める。

第64条第1項第1号を次のように改める。

(1) 報償費（物品の購入に係る経費で10万円以上のものに限る。）

第64条第1項第6号を同項第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

(11) 負担金、補助及び交付金（法令の規定により負担し、又は交付するものを除く。）

第64条第1項第5号を削り、同項第4号中「(100万円未満のものを除く。)」を削り、同号を同項第10号とし、同項第3号を同項第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 原材料費（契約方法によるもので10万円以上のもの及び単価契約によるものに限る。）

第64条第1項第2号中「2,000万円」を「1,000万円」に改め、同号を同項第7号とし、同項第1号の次に次の5号を加える。

(2) 交際費（物品の購入に係る経費で10万円未満のものを除く。）

(3) 需用費（契約を締結するときに支出負担行為を決議するもの（以下この項において「契約方法によるもの」という。）で10万円以上のもの、単価契約によるもの、食糧費及び定期刊行物等の年間契約に係る経費に限る。）

(4) 役務費（契約方法によるもので10万円以上のもの及び単価契約によるものに限る。）

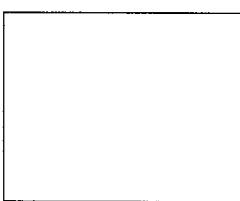
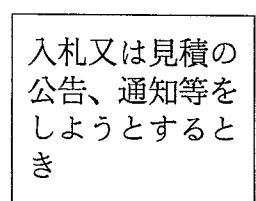
(5) 委託料（契約方法によるもので10万円以上（建設工事に係るものについては500万円以上）のもの及び単価契約によるものに限る。）

(6) 使用料及び賃借料（契約方法によるもので10万円以上のもの及び単価契約によるものに限る。）

別表第1の12中「交通安全センター」を「東北信運転免許センター 中南信運転免許センター」に改める。

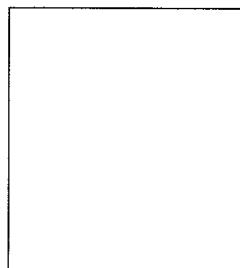
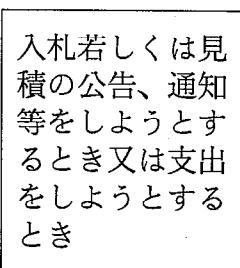
別表第2の1の(4)のクを削り、同ケを同クとし、同コを同ケとし、同サを同コとし、同シを同サとし、同スを同シとする。

別表第4の8報償費の項中

「 を 「 入札又は見積の公告、通知等をしようとするとき」」

に改め、

同表の10交際費の項中

「 を 「 入札若しくは見積の公告、通知等をしようとするとき又は支出をしようとするとき」」

に改め、同表

の11需用費の項中

を

「
入札若しくは見積の公告、通知等をしようとするとき又は購入等をしようとするとき
」

に改め、同表の12

役務費の項、14使用料及び賃借料の項及び16原材料費の項中

「
」

「
入札又は見積の公告、通知等をしようとするとき
」

に改め、同表の19負担金、補助及び交付金の項中

「
交付を決定するとき
」

を

「
交付決定の内示をするとき（内示をしないものにあつては交付決定のとき、交付決定をしないものにあつては支出しようとするとき）
」

に改める。

様式第26号及び様式第27号を次のように改める。

(様式第26号) 及び (様式第27号) 削除

様式第137号中

旅行命令(依頼)票 概算 精算 請求 請請 算算 (特会に限り記載)	起 票	旅行、請求者 所 屬 職 名 氏 名	命令印 決裁回議 (印)

「文書処理用」

旅行命令(依頼)票 概算 精算 請求 請請 算算 (特会に限り記載)	起 票	旅行、請求者 所 屬 職 名 氏 名	命令印 決裁回議 (印)

同様式の文書処理用の次に次の様式を加える。

「
を
に改め、
」「
」

(電算システム用)

旅行命令(依頼) 概算請求 精算請求	票 起票日	所属職名 氏名 電話番号 内線番号
--------------------------	----------	----------------------------

云票番号
元番号

命印
決裁回議

支払い、

会計区分	会計コード	既支払金額	概算金額
科目/仕訳	金額	精算金額	支払/返納金額
	円	円	円
	円	円	支払日
	円	円	
	円	円	
	円	円	

用務の内容

交通費 年月日 合計金額 円 ()

発着地・経過地	方法 路線名 列車名	距離	運賃/ 車賃	急行・ 特別 車両	座席 車両	車両登 録番号	運転 ・同乗	備 考
~		km	円	円				
~		km	円	円				

宿泊費		合計金額 円		備考	
年月日	泊数	宿泊施設名	宿泊形態	宿泊料 円	食事料 円
~					
~					
	計			円	円

旅行雜費		合計金額 円		内 容	
年月日	項 目	金額 円	金額 円	金額 円	金額 円

その他		合計金額 円		備考	
項 目	金額 円	金額 円	金額 円	金額 円	金額 円

備考	

(注) 領収証等は、専用の用紙にはり付けること。

(備考) 実情に応じ、この様式に準じて作成することができるること。

様式第138号中

旅 行 依 賴 求 票	所 属	旅 行 、 請 求 者
概 算 算 算	起 票	職 氏 名
精	.	職 級・号

を

「文書処理用」

旅行依頼請求票	所属 起票	旅行、請求者 職氏名 職・級・号
---------	----------	------------------------

に改め、同様

式の文書処理用の次に次の様式を加える。

(電算システム用)

旅行依頼請求票 概算請求 精算請求 起票日	所属 職氏名 電話番号 内線番号
--------------------------------	---------------------------

伝票番号 元番号

命令印	決裁回議	出納員
-----	------	-----

会計区分	会計コード	既支払金額	概算金額	支払/追給/返納金額	支払日
科目/仕訳	金額	精算金額			
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

旅行者数： 人 用務の内容

住所				概算請求 ・受領	印	精算請求 ・受領	印
旅行者氏名	職務相当(行一)						
旅費額							
既支払方法							
既支払金額	円	概算金額	円	精算金額	円	支払/追給/返納金額	円
交通費	合計金額			円()			
旅行日	発着地	経過地					
発・着	方法	路線名 列車名	距離	運賃/車賃	急行・ 特別車両	座席	備考
~			km	円	円		
~			km	円	円		
宿泊料	合計金額	円					
甲地	泊	円	乙地	泊	円	備考	
日当	合計金額	円					
年月日	日	当	区	分	日	数	備考
~					日		
その他	合計金額	円			日	当	備考
項目	目	金額	円		項	目	金額
							円
備考							

- (備考) 1 この様式は、国家公務員の例により費用弁償を支給する場合に使用すること。
 2 実情に応じ、この様式に準じて作成することができます。

〔(文書処理用)

旅行命令 概算請求 任精算 票	起票 旧所属	旅行、請求者 所属	命令印	決裁回議
		職名 氏名	(印)	

〕

(表)

〔(文書処理用)

旅行命令 概算請求 任精算 票	起票 旧所属	旅行、請求者 所属	命令印	決裁回議
		職名 氏名	(印)	

様式の文書処理用の次に次の様式を加える。

に改め、同

(電算システム用)

旅行命令 赴任概算請求 精算請求 起票日	票 所属職名 氏名 電話番号 内線番号
-------------------------------	---------------------------------

伝票番号	元番号
------	-----

命令印	決裁回譲	出納員
-----	------	-----

支払い		会計コード	既支払金額	概算金額	円
会計区分	科目／仕訳	金額	精算金額	支払／追給／返納金額	円
	新住所居所	円	支払方法	支払日	円
		円	受領・精算印		
		円			
		円			

用務の内容	赴任のため	旧所属	移転年月日
異動命令年月日			
旧住所居所			
新住所居所			

移転料		合計金額	円		
距離 km	上限額 円	引越業者代 円	レンタカラ一代 円	自家用車車賃 km	有料道路代 円

着後手当 借家人居費	合計金額	円
1ヶ月の家賃	上限額	円
宿泊料 食卓料	手数料	円
年月日	泊数	人数
~		
~		
~	計	
移転維持費	合計金額	円
移転維持費定額	円	備考
職員の移動に係る交通費等	合計金額	円
交通費	年月日	方法
発着地・経過地	路線名 列車名	距離
~		km
宿泊料・食卓料	運賃/車賃	急行・ 特別車両
年月日	宿泊施設名	宿泊形態
~		
~		
~	計	
旅行雑費	金額	備考
年月日	項目	内 容
~		
~		
~	計	

移転親族 扶養 交通費	氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
				歳	
				歳	

年月日	発着地・経過地	方法 路線名 列車名	距離	運賃/車賃	急行・ 特別車両	座席	備考
~			km	円	円	円	

年月日	泊数	人数	宿泊施設名	宿泊形態	宿泊料	食事料	備考
~					円	円	
~					円	円	
~			計		円	円	

その他 備考	年月日	合計金額	金額	項目	金額
			円		円

(注) 領収証等は、専用の用紙にはり付けること。
(備考) 実情に応じ、この様式に準じて作成することができるのこと。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

会 計 局

長野県ガス供給条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のとおり制定します。

平成15年3月27日

長野県公営企業管理者 古林 弘充

○長野県公営企業管理規程第1号

長野県ガス供給条例施行規程の一部を改正する管理規程

長野県ガス供給条例施行規程（昭和46年長野県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「号数」を「能力」に、「1時間当たりの使用最大流量を立方メートルで表示した数値」を「使用最大流量を、立方メートル毎時を単位として数値で表したもの」に改め、同条第4項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この管理規程は、平成15年4月1日から施行する。

ガス課

警備業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月27日

長野県公安委員会委員長 牧内正夫

○長野県公安委員会規則第4号

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（昭和58年長野県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号に掲げる」を「楯及び鉄棒その他人の身体に重大な害を与えるおそれのある」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、警備業者及び警備員は、警備業務を行うに当たつて、次の各号に掲げる護身用具を、当該護身用具の区分に応じ当該各号に定める場合に限り携帯することができる。

(1) 警戒棒（長さ60センチメートル以下、直径3センチメートル以下及び重さ320グラム以下の円棒をいう。）部隊を編成する等集団の力を用いて警備業務を行う場合以外の場合

(2) 警戒じよう（長さが90センチメートルを超える130センチメートル以下の円棒であつて、白かし若しくはこれより硬度の低い木材若しくは強化プラスチックを主たる材質とする直径2.8センチメートル以下のもの又はアルミ合金を主たる材質とし、先端部分が直径2.8センチメートル以下及び厚さ0.2センチメートル以下の二段式若しくは三段式の形状のものをいう。）次に掲げる警備業務を行う場合（部隊を編成する等集団の力を用いて警備業務を行う場合を除く。）

ア 法第2条第5項に規定する機械警備業務（警備員に対する指令業務を除く。）

イ 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下この項において「検定規則」という。）第1条第1項に規定する常駐警備業務のうち、次に掲げる施設（警察官が現に警戒を行つているものに限る。）において行われるもの

(ア) 空港

(イ) 領事館その他の外交関係施設

(ウ) 石油備蓄基地、発電所、ガス製造所、浄水場、鉄道その他これらの施設に準ずる施設であつて、当該施設に対してテロリズムが行われた場合に多数の人の生活に著しい支障が生じるおそれのあるもの

(エ) 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これらの施設に準ずる施設であつて、当該施設に対してテロリズムが行われた場合に当該施設内又は当該施設の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの

ウ 検定規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備業務及び貴重品運搬警備業務

(3) 非金属製の楯（縦50センチメートル以下、横30センチメートル以下及び厚さ1.8センチメートル以下のもの（楯の正面の像が長辺の長さが50センチメートル及び短辺の長さが30センチメートルの長方形に収まるもので、厚さ1.8センチメートル以下のものを含む。）に限る。）次に掲げる警備業務を行う場合

ア 前号のアからウまでに掲げる警備業務

イ アに掲げるもののほか、検定規則第1条第1項に規定する常駐警備業務のうち午前零時から日出時までの時間において行うもの

附 則

この規則は、平成15年3月31日から施行する。

生活安全企画課